

橋本市移住支援事業における移住支援金のご案内

橋本市では、国、県と共同で東京 23 区に在住または近隣の地域にお住まいで 23 区内に通勤している方で UJ ターンされる方を対象とした移住支援金を支給します。

単身申請 60 万円／世帯申請 100 万円 (18 歳未満の世帯員 1 人に付き 100 万円加算)



【対象者】

- 和歌山県マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
- 和歌山県の事業による起業支援金の交付決定を受けてから 1 年以内の方
- 橋本市内の移住先を生活の本拠とし、移住先でテレワーク勤務により移住元での業務を引き続き行い、週 20 時間以上テレワークを実施する方
- 過去 3 年以内の間に移住コンシェルジュによる移住相談を移住 1 月前までに受けた方で、要件①および②に該当する方
※要件の詳細は HP で確認してください。

要件① (いずれか 1 つ以上該当すること)	橋本市にふるさと納税をしたことがある方
	橋本市主催の就職相談会に参加し、参加証明書の発行を受けている方
	橋本市の柿をインターネット販売で購入し、SNS 又はインターネット上での口コミで「この世界を柿色に染めたい」と投稿したことがある方
要件② (いずれか 1 つ以上該当すること)	農林業に就業する方
	市の就職情報サイト「橋本で働こう!」に掲載している法人に就職した方
	タクシー及びバス事業者に運転手として勤務地が橋本市で就業した方

○上記及び下記 (1) か (2) のどちらかに該当すること および (3) ~ (8) のすべてに該当すること。

移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上▼

※東京圏に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等に就職した者については、(1)(2)の通勤期間に含めることができる。

- 東京 23 区に在住し、移住する直前に連続して 1 年以上東京 23 区内に在住していたこと
- 雇用保険の被保険者として、東京圏（下記の条件不利地域を除く）にお住まいで東京 23 区に通勤していたこと。(通勤期間については移住する 3 ヶ月前からさかのぼって 1 年と考えてもよい) ※法人役員または個人事業主等を含む

23 区以外の東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（下記の条件不利地域を除く）に在住し、東京 23 区内に通勤※2 していた方です。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※2 雇用されての通勤の場合は、雇用保険の被保険者に限りません

- 移住支援金の申請時において、移住後 1 年以内であること。
- 本市に移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
- 申請者を含む 18 歳以上の世帯員がいずれも市町村税その他市に対する滞納がないこと。
- 申請者を含む世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人であること若しくは外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 申請者を含む世帯員がいずれも過去 10 年以内に和歌山県移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたことがないこと又は申請中でないこと。 など

【申請方法】 ※申請時には、印鑑をお持ちください。

○申請書に必要な書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。(郵送による受付は行いません。)

【添付書類】

○HP よりご確認ください。

申請受付窓口・問い合わせ先 橋本市移住相談窓口【橋本市 経済推進部 シティプロモーション課内】

電話：0736-33-6106 (直通) F A X：0736-33-1665 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp